

事 務 連 絡

令和元年 10 月 28 日

各都道府県災害廃棄物処理担当部（局）長

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課長

災害により滞っている生活ごみ・し尿の処理について（周知）

令和元年台風 19 号では、河川の氾濫等により広範囲で浸水が起こり、処理容量の大きなごみ処理施設等に甚大な被害が発生し、生活ごみ・し尿の処理が滞る事態が生じております。

そのため、災害により滞っている生活ごみ・し尿について広域処理を進めておりますが、広域処理のために運搬等に多くの費用を要しております。

災害時における広域処理に係る生活ごみ・し尿処理のかかりまし経費（即ち、通常時の生活ごみ・し尿処理事業に要する経費を超えて必要になる経費）は、平成 31 年 4 月 1 日より災害等廃棄物処理事業費補助金の対象とすることとしましたので、貴管内市町村に対して周知を図っていただきますようお願いいたします。

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 施設係

担当：関山、幡豆

TEL：03-5521-8337（直通）

E-mail：[hairi-shisetsu@env.go.jp](mailto:hairi-shisetsu@env.go.jp)